

## 糸魚川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期分）

令和3年4月1日  
糸魚川市長  
糸魚川市議会議長  
糸魚川市教育委員会  
糸魚川市選挙管理委員会  
糸魚川市農業委員会  
糸魚川市代表監査委員  
糸魚川市消防本部

糸魚川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、糸魚川市長、糸魚川市議会議長、糸魚川市教育委員会、糸魚川市選挙管理委員会、糸魚川市農業委員会、糸魚川市代表監査委員、糸魚川市消防本部が策定する特定事業主行動計画である。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

本市女性職員の活躍を推進することを目的とし、次のとおり目標を設定する。

なお、市議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、消防本部については、市長部局と人事管理を一体として行っているため、市長部局に含めて目標を設定することとする。

#### ① 女性職員の採用（全採用者）

【指 標】 全採用者に占める女性の割合

【数値目標】 50%以上

【達成年度】 令和7年度

② 女性職員の採用（一般行政職）

【指 標】 一般行政職採用者に占める女性の割合

【数値目標】 50%以上

【達成年度】 令和7年度

③ 管理職の女性登用

【指 標】 管理職（部長・課長・参事）に占める女性の割合

【数値目標】 5%以上

【達成年度】 令和7年度

④ 育児休業（男性）

【指 標】 取得可能な男性職員における取得者数

【数値目標】 各年度1人以上

【達成年度】 令和7年度

⑤ 育児休業（女性）

【指 標】 取得可能な女性職員における取得割合

【数値目標】 100%

【達成年度】 令和7年度

⑥ 配偶者出産休暇

【指 標】 取得可能な男性職員における取得割合

【数値目標】 70%以上

【達成年度】 令和7年度

⑦ 時間外勤務

【指 標】 年間平均時間

【数値目標】 100時間未満

【達成年度】 令和7年度

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

##### (1) 受験者拡大のための広報活動

職員募集の際、積極的に市のPRを行い、イメージアップを図るとともに、各種制度の周知を行い、受験者の拡大に向けて取り組む。

##### (2) 適正な人材配置

女性職員がこれまであまり配置されてこなかった分野やマネジメント能力が必要とされる分野に女性職員を積極的に配置し、幅広い業務や多様なポストの経験を通じ、職域や活躍の場の拡大に努める。

##### (3) 人事評価制度の運用

全職員に対し、業務目標の設定とその達成へ向けた指導、研修等を通じて人材育成を図り、その評価結果を昇任等に適切に反映していく。

##### (4) 年次有給休暇等の取得促進

これまでも年次有給休暇や夏季休暇の取得を促しているが、これまで以上に所属長からの積極的な声掛けや勤務管理を行い、より一層休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

##### (5) 休暇制度・手続の周知・啓発

これまでも出産・育児に関する特別休暇等について職員周知を図ってきたが、今後も引き続きグループウェア等を活用しながら制度に関する情報を提供し、周知に努める。

##### (6) 超過勤務時間の縮減

時間外勤務命令は、所属長・係長が職員一人ひとりの業務の執行状況を常に把握し、その必要性を十分に考慮した上で、事前に命令することを徹底する。また、特に長時間の時間外勤務が懸念される場合には、係内、課内での連携を密にし、必要に応じ業務分担の見直しや人事配置等の対策を講ずる。

#### 5 女性職員の活躍の推進に向けた目標の状況確認

目標の達成状況の確認については、毎年度調査を行的確な把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行う。